

議 事 録

第 1 2 回

東村農業委員会総会

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年11月25日(水) 午後1時30分～午後 4時30
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	渡 邊 勉	2番（委員）	喜屋武 美恵子
3番（委員）	外 間 正 人	5番（職務代理）	比 嘉 昌 太
6番（委員）	具 志 堅 厚	7番（委員）	宮 城 哲 也

農地利用最適化推進委員（5人）

親 泊 康 博	奥 本 弘 幸	具志堅 成弘
宮 城 善 孝	玉 村 東 子	

4. 欠席委員： 0名 ・ 番 委員
推進委員 委員
5. 議事録署名委員：3番 外間 正人 7番 宮城 哲也
6. 書 記：農業委員会事務局 新城浩也
7. 議 案：議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第41号 農地利用集積計画書（案）に係る意見決定について
報告事項 農業用施設の建設着工届けについて

議 長 それでは、ただいまより、令和 2 年第 12 回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 6 名、欠席者 0 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、3 番外間委員と、7 番宮城委員を指名致します。また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 39 号から議案第 41 号までの議案 3 件となっております。

(3 条)

議 長 それでは、議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 18 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字慶佐次弁田原地内の売買契約による所有権移転に係るものです。しかし、現場調査をした結果、従前より違法構造物がある為、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用が認められない場合」に該当すると判断いたしました。従いまして事務局といたしましては許可保留という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

議 長 (7 番 宮城委員)

宮城委員 委任者である比嘉行政書士より、構造物撤去の確約書を提出しますとの事ありますので、確約書の中身を確認した後の判断になると思います。従いまして本総会においては許可保留とすべきと考えます。

議 長 暫時休憩致します。

～内容確認・検討～

議 長 再会いたします。休憩中において内容等の確認及び検討を十分におこなった中で、議案第 39 号の案件については、許可保留意見を付して回答することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことありますので、議案第 39 号の整理番号 18 について、審議結果を「許可保留」とすることに決定されました。

(5条転用)

議長 次に、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号14について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田上原地内において、一般住宅を建築する為の農地転用申請であります。申請地の農地区分としては、10ha未満の生産性の低い小集団農地に区分されると判断致しました。事務局といたしましては許可相当という意見で提案します。
御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号14について、討論を省略し、審議結果を「可」と決定することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第40号の整理番号14について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第41号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定整理番号43について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田中上原地内の農地で売買契約による所有権移転で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 41 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定についての整理番号 43 について、討論を省略し審議結果を「可」と決定することに、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 41 号の整理番号 43 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

（集積計画②）

議 長 次に、議案第 41 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 44 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）
以上につきましては、字川田中上原地内の農地で売買契約による所有権移転で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 41 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 44 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 41 号の整理番号 44 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

（集積計画③）

議 長 次に、議案第 41 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 45 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）
以上につきましては、字川田中上原地内の農地に係る使用貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といた

しましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 41 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 45 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 41 号の整理番号 45 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画④)

議 長 次に、議案第 41 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 46 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地に係る使用貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 41 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 46 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 41 号の整理番号 46 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(農業施設)

議長 次に、報告事項、農業用施設の建設着工届けについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字有銘福地原地内の2件及び高江上新川原地区において、農業用施設を設置する為の届出であり、農地法第4条第1項9号及び農地法施行規則第29条第1項に該当するものであります。
以上で報告を終わります。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第12回東村農業委員会総会を閉会致します。